

令和 2 年度

「商工会は行きます 聞きます 提案します」

川本町商工会情報誌 No.250 令和 2 年 8 月発行

SHOKOKAI MAGAZINE

川本町商工会

TEL (0855)72-0123 FAX(0855)72-2516

MAIL: kawa-sho@skyblue.ocn.ne.jp

HP:http://kawamoto.shoko-shimane.or.jp



総会書面決議について

第 60 回川本町商工会通常総会については、新型コロナウイルスの感染拡大防止の観点から正副会長及び専務理事のみの出席とし、他の全会員が書面により議決権を行使することによる方法をとることで、5月29日に商工会会議室において開催しました。当日は三役(4)名の出席と会員の書面による議決権行使により出席者総数は150名で、会員総数165名の2分の1以上の出席であるため、本通常総会は無効に成立している旨を報告し以下の議案を審議しました。

議案の結果

- 第1号議案 令和元年度事業報告書並びに収支決算書、貸借対照表、財産目録の承認の件について
- 第2号議案 令和2年度事業計画書(案)並びに収支予算書(案)承認について
- 第3号議案 令和2年度借入金最高限度額承認について
- 第4号議案 川本町商工会理事の解任及び選任について
- 第5号議案 川本町商工会定款の一部改正について
- 第6号議案 川本町商工会運営規約の一部改正について
- 第7号議案 川本町商工会手数料規程の一部改正について

上記各議案について、議決権を行使することができる会員から賛成150名、反対0名の議決権が行使され、出席者の過半数が賛成したため原案どおり承認されました。

川本町商業・サービス業感染症対応支援事業費補助金について

新型コロナウイルス感染症防止対策や、事業継続のための新事業展開に取り組む事業者の皆様向けに【川本町商業・サービス業感染症対応支援事業費補助金】を創設しました。

- 補助事業内容: 令和2年4月7日から令和2年12月31日
- 補助対象経費:
 - ・感染防止対策にかかる経費
 - ・新事業展開にかかる経費
- 補助率及び補助限度額
 - 補助率 □補助対象経費の4/5以内
 - 補助上限額 □1事業者あたり80万円 (補助対象経費100万円)
 - 補助下限額 □1事業者あたり8万円 (補助対象経費10万円)

マイナンバーカード取得促進とアンケート調査のお願い

メリットいっぱい!! マイナンバーカード

ぜひ、申し込んでね!

本人確認の際の公的な
身分証明書になる

コンビニなどで各種
証明書が取得できる

確定申告などの手続き
がオンラインできる!
(e-Tax)

さらに!

ポイントでお買い物ができる (2020年度実施予定!)

2021年3月(予定)からスタート!
健康保険証として使えるようになる

申し込みはお早めに!

マイナンバーカードのメリット等を紹介する動画や資料説明のリンク先を掲載しておりますのでご覧ください。



マイナンバーカード取得促進に向けてアンケート調査を実施しています。可能な範囲で任意でご回答をお願いしておりますのでよろしくお願いいたします。



国・町 持続化給付金 申請受付中です

- 持続化給付金(国)
 - 給付額: 法人 200 万円
個人事業者 100 万円
 - 対象者: ひと月の売上が前年同月比で50%以上減少している事業者
 - * その他詳細は商工会までお問合せください。

●持続化給付金(川本町)

- 給付額: 前年比で減少した月額額の3か月分 (上限: 法人30万円 個人事業者15万円)
- 対象者: 3月~8月で前年同月比の売上が20%~50%減少した事業者かつ3月~5月を対象とした、国の給付金を受けていない事業者
- * その他詳細は産業振興課までお問合せください。

プレミアム商品券お取扱事業者様へ

プレミアム商品券食事券の換金を月2回に変更しました。

- 毎月5日頃の15日振込
- 毎月20日頃の月末振込

換金最終期限は R3年1月20日(水)
* この期限を過ぎますと換金に応じることができませんのでご注意ください。

最終振込日は R3年1月29日(金)です。

よろしくおしいいたします。

令和2年度 子育てしやすい職場づくり、 出産後の復職に取り組む 企業を応援します

<p>対象事業者 島根県内に本社(または主たる事業所)がある中小・小規模事業者等(社会福祉法人、医療法人、NPO法人、個人事業主なども対象です)</p> <p>出産後職場復帰奨励金 出産後の復職に取り組む中・小規模事業者等に奨励金を支給します。</p> <p>奨励金 令和2年4月1日以降に産前休業を開始した場合</p> <ul style="list-style-type: none"> 労働者30人未満の事業所 新規支給事業所の1人目のみ 20万円/人 左記以外 10万円/人 <p>支給要件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・常勤労働者数50人未満の、島根県内の事業所(本支店、営業所等) ・育児休業を3ヶ月以上取得し、職復帰した労働者を3ヶ月以上雇用していること ・労働者の育児休業の取得について就業規則等に明文化されていること 等 	<p>奨励金 令和2年3月31日までに産前休業を開始した場合</p> <p>出産後復職した労働者の育児休業期間が</p> <ul style="list-style-type: none"> ①17ヶ月以上 40万円/人 ②3ヶ月以上 17ヶ月未満 20万円/人 ③3ヶ月未満 または産休のみ 10万円/人 <p>支給要件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・常勤労働者数50人未満の、島根県内の事業者(本支店、営業所等) ・産前産後休業または育児休業を取得し、職復帰した労働者を3ヶ月以上雇用していること ・労働者の育児休業の取得について就業規則等に明文化されていること 等
<p>子育てしやすい職場づくり奨励金 令和3年3月31日までの申請について</p> <p>奨励金 1制度導入 20万円 上限額:40万円 事業者への支給額 ※1事業所につき支給要件のA、イそれぞれ1回限り</p> <p>職場環境づくりに取り組む、中小・小規模事業者等に奨励金を支給します。</p>	<p>支給要件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・常勤労働者数50人未満の、島根県内の事業所(本支店、営業所等) 次のA・イの制度を令和2年4月1日以降に導入し、令和2年度内に一定の利用実績があること A 時間単位の有給休暇制度 イ 短時間勤務制度(3歳未満を除く) [代替制度:フレックスタイム制度、始業終業時刻の繰上げ繰下げ] (対象)小学6年以下の子どものいる労働者(性別は問いません)

詳しい内容・申請方法は、お近くの商工会までお問い合わせください

川本町企業人材確保育成支援事業

川本町では、新規学卒者や有資格者等の人材を確保・育成するため、町内に本社または事業所を有する企業が、地域の実情を踏まえて創意工夫により行う雇用の確保または既存従業員の定着を図る組織に対し、補助金を交付します。
必ず事前に申請が必要です。ご検討の際は川本町産業振興課までお問合せください。

●雇用促進活動支援事業

新たな雇用の確保を目的に就職イベント等への参加又は自社が行う雇用促進に寄与すると認められる事業に対し、参加及び実施に係る経費を対象に補助金を交付。

経費総額の1/2 補助上限額 **10**万円/1事業あたり

(対象経費)

- ・他の団体又は企業が主催する就職イベント(就職ガイダンス等)の出展に伴うブース出展料・旅費等、※社内旅費規定等支出の根拠となる書類の提出が必要
- ・自社の雇用を確保することを目的に自らが実施する事業に係る印刷製本費・委託料等。

●人材育成活動支援事業

既存従業員の離職防止や技能向上による人材育成等を目的に実施する職場環境の整備や福利厚生充実等に資する取り組みに係る経費を対象に補助金を交付。

経費総額の1/2 補助上限額 **10**万円/1事業あたり

(対象経費)

- ・自社社員を対象とした講師等を招聘してのセミナー等の開催に係る講師謝金・印刷製本費等。
- ・自社社員の技能向上等を図るために、自社社員が他の団体等が実施する研修会・講習会へ参加するにあたり、係る参加費・受講料等、※旅費は補助対象外

- 対象条件
- ①町内に本社又は事業所のある企業であること
 - ②雇用保険法の適用を受けている企業であること
 - ③町税及び法人税等を滞納していないこと

川本町企業人材確保育成支援事業費補助金 人材確保、その一手

令和3年6月1日までに「HACCPに沿った衛生管理」への取り組みが義務付けられました

HACCPに沿った衛生管理が 制度化されました

平成30年6月に公布された食品衛生等の一部を改正する法律により食品衛生法が改正され、令和3年5月末までに、原則すべての食品等事業者がHACCPに沿った衛生管理が求められます。

HACCPに沿った衛生管理とは？

HACCPによる衛生管理方法は、事業者の規模や形態に応じて、以下のいずれかの取り組みが求められます。

HACCPに基づく衛生管理

→コーデックスのHACCP7原則に基づく衛生管理を行う
(対象事業者) 食品を取り扱う従業員が50人以上の事業所を有する事業者、と畜場など



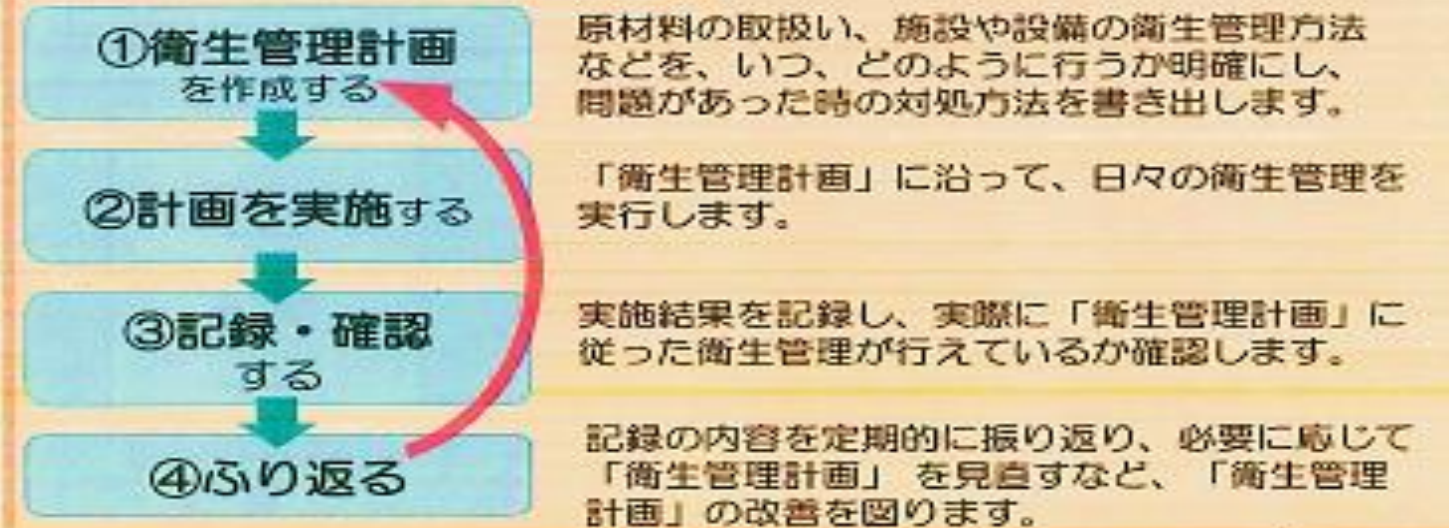
島根県観光キャラクター「しまねっこ」
島根県庁3階343号

HACCPの考え方を取り入れた衛生管理

(対象事業者)

- ・飲食店、給食施設、パン、そうざい製造業等の事業者
- ・包装済み食品を販売する事業者
- ・食品を小分けし販売する事業者(米屋、コーヒーの量り売り、青果商、青果卸売り等)
- ・小規模事業者(食品を取り扱う従業員が50人未満の事業者)

HACCPの考え方を取り入れた衛生管理とは？



島根県観光キャラクター「しまねっこ」
島根県庁3階343号

わからない場合は
HACCP導入支援研修会に参加するか、
保健所に相談するといいにゃ！
詳しくは島根県のホームページを見る
にゃ！

HACCP導入支援研修会の
案内や日程についてはホーム
ページをご覧ください。



<島根県ホームページ>

島根県 HACCP

検索

お問合せ先:
公益財団法人
島根県環境保健公社

TEL:0852-24-0207